

平塚市監査委員 能 勢 祐 二
同 城 田 孝 子
同 出 村 光
同 上 野 仁 志

監査の結果により講じた措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項及び平塚市監査基準（令和2年4月1日施行）の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

記

- 1 監査実施対象課
福祉部 高齢福祉課
- 2 監査実施日
令和8年5月28日
- 3 監査結果の公表日
令和8年6月23日（平塚市監査委員公表第8号）
- 4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 （指摘事項） （1） 収入事務において、一般会計の「老人措置費自己負担金」に係る平塚市税外収入に対する督促及び延滞金条例に定める督促状が、複数件発送されていなかった。 （2） 契約事務において、一般会計の高齢者生活支援事業に係る「平塚市ねたきり高齢者等訪問理容・美容サービス事業業務委託」の契約書に定めのある業務責任者について、受注者からの通知が複数件なされていなかった。	財務に関する事務 （1） 督促状発送に関して関係条例等を課内で改めて確認し、必要な手続きを担当内に周知しました。 また、債権の管理簿を一部見直し、督促時期を容易に判別可能なものに修正するとともに、納期限を過ぎても納付がされないものについては、条例の規定に基づき、適正に督促状を発出いたします。 （2）（3） 契約約款及び個人情報取扱特記事項に基づく通知、報告に関して認識不足があったことから、適正な取扱いについて課内で再確認しました。 今後は、チェックリストに基づき、受注者からの確実な通知、報告を求めるとも

(3) 契約事務において、特別会計の包括的支援事業及び高齢者支援事業に係る委託契約の個人情報取扱特記事項に定められた個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、受注者からの書面による報告漏れが複数件あった。 (4) 契約事務において、特別会計の総合相談事業に係る消耗品の購入について、契約検査課への依頼対象となる発注総額が10万円を超える消耗品購入が、近接した日付で分割して発注されていた。 関係法令等及び契約書に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。	に、必要な書類に漏れないよう、徹底いたします。 (4) 担当課での適正な契約事務の取扱いに関して、平塚市契約規則及び平塚市随意契約ガイドラインの関連規定等を課内で改めて確認し、周知しました。 今後は、契約執行の前に契約の妥当性（方法、内容、予定金額等）について複数の職員で確認するなどして、適正に契約事務を執行してまいります。
---	--

1 監査実施対象課

福祉部 地域包括ケア推進課

2 監査実施日

令和8年5月28日

3 監査結果の公表日

令和8年6月23日（平塚市監査委員公表第8号）

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
財務に関する事務 (指摘事項) (1) 収入事務において、特別会計の「地域包括支援センター支援システム利用料」に係る納期限が、誤って設定されていた。 (2) 契約事務において、特別会計の介護予防・生活支援サービス事業及び包括的支援事業に係る委託契約の個人情報取扱特記事項に定められた個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、受注者からの書面による報告漏れが散見された。	財務に関する事務 (1) 今回の誤りは、職員の認識不足によるものでしたが、指摘事項を課内で共有し、今後も適正に事務執行ができるよう努めてまいります。 (2) 令和8年度は、責任者、従事者、取扱い場所を一括で報告できるよう、様式を変更して対応しています。 また、個人情報を取り扱う受注者に対して報告漏れや遅延がないよう指導してまいります。

